

**国民年金からのお知らせ**  
**国民年金には保険料の免除制度や**  
**納付猶予制度などがあります**

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておく、将来の年金(老齢基礎年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害基礎年金)を受け取ることができない場合があります(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと同納と同じ扱いになります)。

**○申請免除制度**

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

30年度分の承認期間は、平成30年7月から平成31年6月までです。

**○納付猶予制度**

50歳未満(平成28年6月以前分の申請は30歳未満)で、世帯主の前年の所得に係らず、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申

請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます(平成28年7月から、30歳未満から50歳未満へ拡大されました)。

30年度分承認期間は、平成30年7月から平成31年6月までです。

**○学生納付特例制度**

学生本人の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

30年度分の承認期間は、平成30年4月から平成31年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、原則として毎年申請が必要です。

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます。(失

**本市民課**  
**休日窓口開設日**

9月2日・16日 10月8日  
 午前8時30分～正午

**業務内容**

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

業などによる理由を除く)  
**第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要**

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

**○配偶者が退職したとき**

3号から1号へ:

本人が市役所へ届出

**○配偶者が転職したとき**

(退職した翌日に再就職したとき)

3号の種別確認:

転職後の勤務先事業所から

年金事務所へ届出

**○配偶者が死亡したとき**

3号から1号へ:

本人が市役所へ届出

**○本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき**

3号から1号へ:

本人が市役所へ届出

**○配偶者が65歳になったとき**

3号から1号へ:

本人が市役所へ届出

※詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

**国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ**

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申し込みにより、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができます(後納制度)。※後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

**このページに関する問合せ**

高崎年金事務所

(☎0271-32214299)

**あんなか祭り2018**

**フォトコンテスト**

**開催のお知らせ**

平成30年

**あんなか祭り**



本年度10月6・7日に開催される、「あんなか祭り」において来場者参加型イベント「フォトコンテスト」を開